

浄化槽法第 11 条検査ガイドライン

令和 7 年 3 月

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までに実施する浄化槽法第11条に規定する法定検査（以下「11条検査」という）について、検査項目、検査結果の判定、検査の信頼性確保等について具体的に定め、検査の適正な実施を確保することを目的とする。

2 必要事項の整理

11条検査を適切に実施するに当たり、検査対象浄化槽の基礎的な情報の事前把握が必要であるため、次の情報を整理しておく。

- ① 浄化槽設置台帳の整備
- ② 検査対象浄化槽の7条検査結果
- ③ 検査対象浄化槽の前年度までの11条検査結果
- ④ 当該年度保守点検・清掃の記録票

3 11条検査

処理対象人員10人以下の浄化槽を対象に、水質検査に重点を置いた、新たな11条検査を平成31年4月1日から導入した。水質検査5項目、書類検査6項目、外観検査30項目を含む重要41項目の検査を実施していたが、令和4年4月1日から水質検査5項目、書類検査6項目、外観検査35項目を含む重要46項目の検査に変更し、検査精度の向上を図る。また、BOD検査の結果が不可の場合、翌年度の検査でBODとの関連性が高い外観検査項目40項目を追加して実施する。

4 11条検査の検査項目

（1）水質検査（5項目）

- ・ 水素イオン濃度（pH）
- ・ 溶存酸素量（DO）
- ・ 透視度
- ・ 残留塩素濃度
- ・ 生物化学的酸素要求量（BOD）

（2）書類検査（6項目）

- ・ 保守点検の記録の有無
- ・ 保守点検の記録の内容

- ・ 保守点検の回数
- ・ 清掃の記録の有無
- ・ 清掃の記録の内容
- ・ 清掃の回数

(3) 外観検査

① 処理対象人員 10 人以下の浄化槽 (35 項目)

- ・ 設置の状況 16 項目
- ・ 設備の稼働の状況 4 項目
- ・ 水の流れ方の状況 10 項目
- ・ 悪臭の発生状況 2 項目
- ・ 消毒の実施状況 2 項目
- ・ か、はえ等の発生状況 1 項目

② 処理対象人員 11 人以上の浄化槽 (75 項目)

- ・ 設置の状況 28 項目
- ・ 設備の稼働状況 14 項目
- ・ 水の流れ方の状況 24 項目
- ・ 使用の状況 4 項目
- ・ 悪臭の発生状況 2 項目
- ・ 消毒の実施状況 2 項目
- ・ か、はえ等の発生状況 1 項目

5 検査項目ごとの判断方法

(1) 判断に当たっての考え方

水質検査、書類検査、外観検査ごとの判断方法については、検査結果を以下の三段階に分けて判断する

- ① 望ましい状態にある、又は異常が認められない。(以下「良」という。)
- ② 一部望ましくない状態にある、又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。(以下「可」とする。)
- ③ 望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。(以下「不可」とする。)

※浄化槽の機能については、各項目の検査結果からだけでは、判断しづらい場合が多いため、まずは項目ごとに「良」、「可」及び「不可」の判断を行い、その後、各項目の重要度と検査結果を勘案し、総合判定を行う。

(2) 判断方法

水質検査、書類検査、外観検査に係る各項目の判断方法は別紙1のとおりとする。

6 総合判定

総合判定は、水質検査、書類検査、外観検査の判断結果を総合的に勘案し、「適正」、「おおむね適正」及び「不適正」のいずれかに該当するか判定する。

判定に当たっての考え方は次のとおりとする。

- ① 「適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合。
- ② 「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって「不適正」以外の場合。
- ③ 「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合。

7 信頼性の確保

(1) 問題が認められた場合の対応

- ・ 水質検査、外観検査において、判定が不可となった項目が有る場合は、浄化槽管理者の了解を得た上で、必要に応じて保守点検業者等にその旨を情報提供する。
- ・ 総合判定で不適正となった施設については、行政から改善指導を行う。
11 条検査については、検査フローを別紙2のとおりとし、上記に加え、次のとおり検査する。
- ・ 書類検査等の結果、指摘のあった外観検査項目については、追加して検査する。
- ・ BOD 検査の結果が不可となった場合は、翌年度に BOD との関連性が高い外観検査項目 40 項目を追加して検査する。

(2) 浄化槽使用上の注意喚起

BOD が基準を超える原因として、浄化槽機能ではなく浄化槽の使用方法等に起

因することもあることから、検査時にリーフレット（別紙３）を浄化槽管理者に配布し、浄化槽使用上の注意喚起を行う。

（３）内部監査

一般財団法人静岡県生活科学検査センターは検査部門から独立した「品質保証室」を設置し、年１回、内部監査を実施している。11条検査についても、検査が適切に実施されているか審査を行う。

8 11条検査の実施機関

- ・ 機関名：一般財団法人静岡県生活科学検査センター
- ・ 所在地：焼津市塩津１番地の１
- ・ T E L：054-621-5030
- ・ 検査業務を行う地域：静岡県内
- ・ 検査業務を行う期間：令和７年４月１日から令和１０年３月３１日
- ・ 指定番号：静岡県環生第１号

浄化槽法定検査判定基準

水質検査に係るチェック項目及びその判断基準

チェック項目	単独合併	処理性能	判定基準			
			良	可	不可	判定
水素イオン濃度	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
	合併処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超	
汚泥沈殿率	単独処理	—	10%以上60%以下	検出されるが、10%未満	検出されない又は60%超	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
	合併処理	—	10%以上	検出されるが、10%未満	検出されない	
溶存酸素量	単独処理	—	0.3mg/ℓ以上	検出されるが、0.3mg/ℓ未満	検出されない	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
	合併処理	—	1.0mg/ℓ以上	検出されるが、1.0mg/ℓ未満	検出されない	
塩化物イオン濃度	単独処理	—	90mg/ℓ以上140mg/ℓ以下	30mg/ℓ以上90mg/ℓ未満又は140mg/ℓ超270mg/ℓ以下	30mg/ℓ未満又は270mg/ℓ超	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない	良:【適正】 不可:外観・書類の関係する事項に重大な問題がある場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】
	合併処理	—	検出される	—	検出されない	
透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上7度未満	4度未満	※BODを測定する場合は透視度の結果は判定に反映しない 良:【適正】 可:【適正】 不可:外観・書類の関係する事項に重大な問題がある場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】
	合併処理	60mg/ℓ以下	10度以上	5度以上10度未満	5度未満	
		30mg/ℓ以下	15度以上	12度以上15度未満	12度未満	
		20mg/ℓ以下	20度以上	15度以上20度未満	15度未満	
生物化学的酸素要求量	単独処理	—	90mg/ℓ以下	90mg/ℓ超120mg/ℓ以下	120mg/ℓ超	良:【適正】 可:【適正】 不可:外観・書類の関係する事項に重大な問題がある場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】
	合併処理	60mg/ℓ以下	60mg/ℓ以下	60mg/ℓ超80mg/ℓ以下	80mg/ℓ超	
		30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ超40mg/ℓ以下	40mg/ℓ超	
		20mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下	20mg/ℓ超30mg/ℓ以下	30mg/ℓ超	

書類検査に係るチェック項目及びその判断基準

1 保守点検記録

チェック項目	判定基準			
	良	可	不可	判定
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていないただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていないかつ、保守点検が行われていないことが明らかである。	良:【適正】 可:【おおむね適正】 不可:BODが「不可」の場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】
②記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容に一部不備がある。	実施日が確認できない等記載内容に著しい不備がある。	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
③保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。 又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数を満たすことが確認できない。 又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数を満たすことが確認できない。	良:【適正】 不可:BODが「不可」の場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】

2 清掃記録

チェック項目	判定基準			
	良	可	不可	判定
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていないただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていないかつ、清掃が行われていないことが明らかである。	良:【適正】 可:【おおむね適正】 不可:BODが「不可」の場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】
②記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容に一部不備がある。	実施日が確認できない等記載内容に著しい不備がある。	良:【適正】 可:【適正】 不可:【おおむね適正】
③清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数を満たすことが確認できない。	良:【適正】 不可:BODが「不可」の場合は【不適正】 【適正】【不適正】以外は【おおむね適正】

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法（番号はガイドラインで示している検査番号）

（処理対象人員10人以下の浄化槽）

1. 設置状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	03 破損又は変形の状況 *検査項目 1/35	異常なし	一部変形が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
漏水の状況	04 漏水の状況 *検査項目 2/35	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	A
	05 溢流の状況 *検査項目 3/35	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	A
浄化槽上部の状況	06 上部スラブの打設の有無 *検査項目 4/35	スラブの打設有り	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。	C
	07 嵩上げの状況 *検査項目 5/35	50 人槽以下:嵩上げ高が30cm 以下である。 51 人槽以上:嵩上げ高が維持管理作業性に支障を与えていない。	50 人槽以下:嵩上げ高が 30cm 超であるが維持管理作業は行われている。 51 人槽以上:嵩上げ高が維持管理作業性に与える支障は軽微である。	50 人槽以下:嵩上げ高が 30cm 超であり、かつ維持管理作業が行われていない。 51 人槽以上:嵩上げ高が原因で維持管理作業が行われていない。	A
	08 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況 *検査項目 6/35	異常なし	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	A

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
雨水、土砂等の槽内への流入状況	09 雨水の流入状況 * 検査項目 7/35	異常なし	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	A
	10 土砂の流入状況 * 検査項目 8/35	異常なし	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。	B
	11 その他の特殊な排水の流入状況 * 検査項目 9/35	異常なし	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	A
内部設備の固定状況	14 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況 * 検査項目 10/35	異常なし	接触材、ろ材、担体等の固定又は保持不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	21 消毒設備の固定状況 * 検査項目 11/35	異常なし	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	23 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況 * 検査項目 12/35	異常なし	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	24 その他の内部設備の固定状況 * 検査項目 13/35	異常なし	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A: 流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合 B: A 以外の場合

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
設置に係るその他の状況	26 流入管渠及び放流管渠の設置状況 * 検査項目 14/35	異常なし	流入管渠又は放流管渠途中の升の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。	A
	27 送風機の設置状況 * 検査項目 15/35	異常なし	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	A:送風機未設置の場合 B:A 以外の場合
	28 増改築等の状況 * 検査項目 16/35	異常なし	増改築等に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	29 ポンプの稼働状況 * 検査項目 17/35	異常なし	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	揚水能力の不足、故障等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	30 送風機の稼働状況 * 検査項目 18/35	異常なし	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	32 ばっ気装置の稼働状況 * 検査項目 19/35	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損等が認められるなど、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
設備の稼働に係るその他の状況	42 その他の設備の稼働状況 * 検査項目 20/35	異常なし	換気設備、照明設備、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えるおそれが小さい。	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	B

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
管渠、升及び各単位装置間の水流の状況	43 流入管渠(路)の水流の状況 *検査項目 21/35	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	B
	45 各単位装置間の水流の状況 *検査項目 22/35	異常なし	短絡流の形成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	移流管の閉塞又は破損、隔壁の破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
各単位装置内の水位及び水流の状況	49 嫌気ろ床槽の水位の状況 *検査項目 23/35	異常なし	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	50 ばっ気槽の水位及び水流の状況 *検査項目 24/35	異常なし	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	51 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況 *検査項目 25/35	異常なし	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	52 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況 *検査項目 26/35	異常なし	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	54 沈殿槽の水位及び水流の状況 *検査項目 27/35	異常なし	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	55 その他の単位装置の水位及び水流の状況 *検査項目 28/35	異常なし	水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	58 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況 *検査項目 29/35	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。	B

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
水の流れ方に係るその他の状況	66 汚泥の流出状況 * 検査項目 30/35	異常なし	放流先へ汚泥の流出が認められるが軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	A

5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
悪臭の発生状況	71 悪臭の発生状況 * 検査項目 31/35	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。	C
	72 悪臭防止措置の実施状況 * 検査項目 32/35	異常なし	悪臭防止措置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及び弁の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止措置が著しく不十分である。	C

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
消毒の実施状況	73 消毒剤の有無 * 検査項目 33/35	消毒剤が充填されている。	—	消毒剤が充填されていない。	A
	74 処理水と消毒剤の接触状況 * 検査項目 34/35	異常なし	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。	A

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
か、はえ等の発生状況	75 か、はえ等の発生状況 *検査項目 35/35	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。	C

注) 重要度の欄の記号について

重要度A:原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当であるもの。

重要度B:その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの。

重要度C:その項目が「可」であっても総合判定において【適正】と判定して支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において【おおむね適正】と判定して支障ないもの。

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法（番号はガイドラインで示している検査番号）

（処理対象人員11人以上の浄化槽）

1. 設置状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
槽の水平、浮上又は沈下破損又は変形等の状況	01 水平の状況	異常なし	水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	02 浮上又は沈下の状況	異常なし	浮上又は沈下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	03 破損又は変形の状況	異常なし	一部変形が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
漏水の状況	04 漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	A
	05 溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	A
浄化槽上部の状況	06 上部スラブの打設の有無	スラブの打設有り	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。	C
	07 嵩上げの状況	50 人槽以下：嵩上げ高が 30cm 以下である。 51 人槽以上：嵩上げ高が維持管理作業性に支障を与えていない。	50 人槽以下：嵩上げ高が 30cm 超であるが維持管理作業は行われている。 51 人槽以上：嵩上げ高が維持管理作業性に与える支障は軽微である。	50 人槽以下：嵩上げ高が 30cm 超であり、かつ維持管理作業が行われていない。 51 人槽以上：嵩上げ高が原因で維持管理作業が行われていない。	A

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
浄化槽上部の状況	08 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	異常なし	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構造物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	A
雨水、土砂等の槽内への流入状況	09 雨水の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	A
	10 土砂の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。	B
	11 その他の特殊な排水の流入状況	異常なし	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	A
内部設備の固定状況	12 スクリーン設備の固定状況	異常なし	スクリーン設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	13 ポンプ設備の固定状況	異常なし	ポンプ設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	14 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	異常なし	接触材、ろ材、担体等の固定又は保持不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	15 ばっ気装置の固定状況	異常なし	ばっ気装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
内部設備の固定状況	16 攪拌装置の固定状況	異常なし	攪拌装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱室槽等の攪拌装置の場合 B：流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合
	17 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	異常なし	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	18 循環装置の固定状況	異常なし	循環装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	19 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	異常なし	逆洗装置又は洗浄装置の固定不良が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	20 膜モジュールの固定状況	異常なし	—	膜モジュールの欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	21 消毒設備の固定状況	異常なし	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	22 越流せきの固定状況	異常なし	越流せきの水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	越流せきの欠落、水平の狂い、破損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
内部設備の固定状況	23 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	異常なし	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A
	24 その他の内部設備の固定状況	異常なし	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A : 流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の場合 B : A 以外の場合
設置に係るその他の状況	25 設置場所の状況	異常なし	一部通気不良等が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	C
	26 流入管渠及び放流管渠の設置状況	異常なし	流入管渠又は放流管渠途中の升の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性を与える支障は軽微である。	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。	A
	27 送風機の設置状況	異常なし	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	A : 送風機の未設置の場合 B : A 以外の場合
	28 増改築等の状況	異常なし	増改築等に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	29 ポンプの稼働状況	異常なし	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	揚水能力の不足、故障等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	30 送風機の稼働状況	異常なし	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均衡等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	31 駆動装置の稼働状況	異常なし	一部不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	故障、破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	32 ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均衡等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損等が認められるなど、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	33 攪拌装置の稼働状況	異常なし	攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の能力不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	34 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	異常なし	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置、返送用又は移送用送風機等の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	35 循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	36 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	異常なし	逆洗装置又は洗浄装置の調整不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置又は洗浄装置の故障、調整不能が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
膜モジュールの稼働状況	37 膜モジュールの稼働状況	異常なし	膜の透過水量の低下、差圧・水位の上昇等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過性の懸濁等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
制御装置及び調整装置の稼働状況	38 制御装置の稼働状況	異常なし	タイマー、スイッチ等の設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	39 調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
生物膜又は活性汚泥の状況	40 生物膜の状況	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	41 活性汚泥の状況	異常なし	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。 膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。 膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
設備の稼働に係るその他の状況	42 その他の設備の稼働状況	異常なし	換気設備、照明設備、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えるおそれが小さい。	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能又は維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	B

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
管渠、升及び各単位装置間の水流の状況	43 流入管渠(路)の水流の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	B
	44 放流管渠(路)の水流の状況	異常なし	処理水の停滞が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置や浸透装置の不良が認められる。	B
	45 各単位装置間の水流の状況	異常なし	短絡流の形成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	移流管の閉塞又は破損、隔壁の破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
越流せきにおける越流状況	46 越流せきにおける越流状況	異常なし	不均等な越流が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	著しく不均等な越流が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
各単位装置内の水位及び水流の状況	47 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	48 流量調整槽の水位及び水流の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動、攪拌不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良又は異物の付着による誤作動等による水位の著しい上昇、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	49 嫌気ろ床槽の水位の状況	異常なし	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	50 ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
各単位装置内の水位及び水流の状況	51 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	52 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	異常なし	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	53 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	異常なし	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散水ろ床の冠水又は平面酸化床や散水ろ床の破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	54 沈殿槽の水位及び水流の状況	異常なし	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	55 その他の単位装置の水位及び水流の状況	異常なし	水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	56 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	57 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	58 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。	B
	59 ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	60 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	61 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の著しい堆積又はスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	B
	62 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	A
	63 消泡ポンプ槽及び水中ブロウ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	B
	64 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	A
	65 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められるが、軽微である。	脱離液に汚泥又はスカムの著しい流出が認められる。汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。	B
水の流れ方に係るその他の状況	66 汚泥の流出状況	異常なし	放流先へ汚泥の流出が認められるが軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	A

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
特殊な排水等の流入状況	67 油脂類の流入状況	異常なし	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
	68 処理対象以外の排水の流入状況	異常なし	特殊な排水の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	特殊な排水の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
異物の流入状況	69 異物の流入状況	異常なし	異物の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	異物の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B
使用に係るその他の状況	70 流入汚水量、洗浄用水量等の使用の状況	異常なし	流入汚水量、洗浄用水量等の過多又は過少が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多又は過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：流入汚水量の過多の場合 B：その他の場合

5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
悪臭の発生状況	71 悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。	C
	72 悪臭防止措置の実施状況	異常なし	悪臭防止措置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及び弁の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止措置が著しく不十分である。	C

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
消毒の実施状況	73 消毒剤の有無	消毒剤が充填されている。	—	消毒剤が充填されていない。	A
	74 処理水と消毒剤の接触状況	異常なし	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。	A

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	判定基準			
		良	可	不可	重要度
か、はえ等の発生状況	75 か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。	C

注) 重要度の欄の記号について

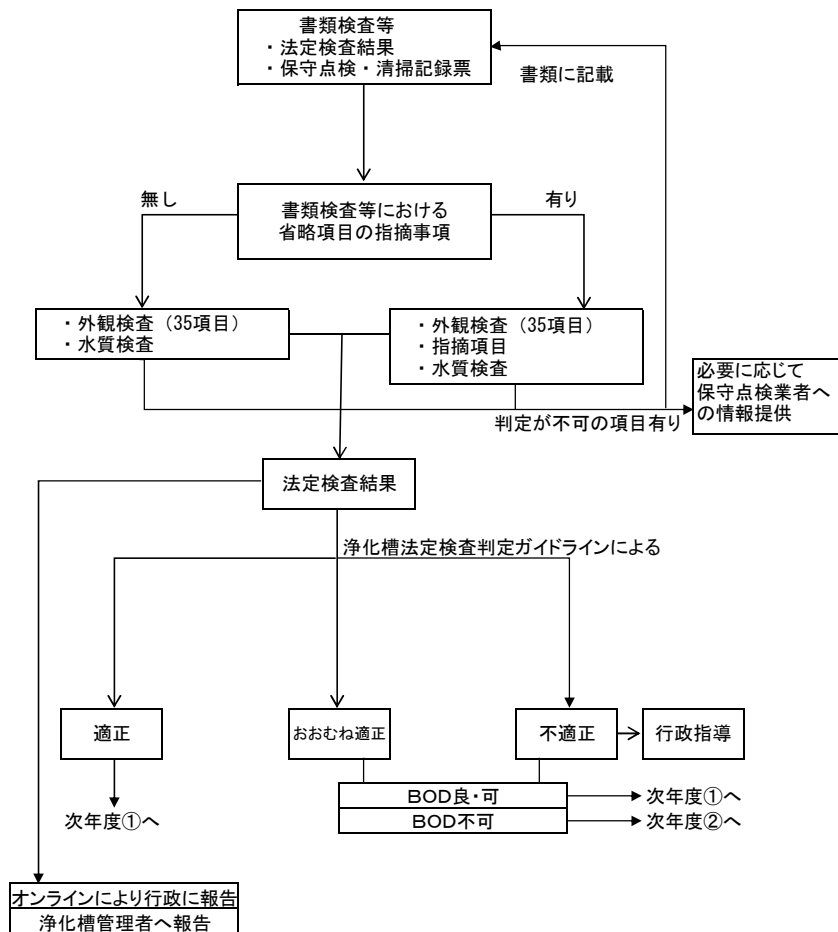
重要度A:原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当であるもの。

重要度B:その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの。

重要度C:その項目が「可」であっても総合判定において【適正】と判定して支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において【おおむね適正】と判定して支障ないもの。

11条検査（効率化検査）フロー（処理対象人員10人以下の浄化槽のみ）

①前年度BODの検査結果が「良」又は「可」



②前年度BODの検査結果が「不可」又は新規11条

